

○設計違算に関する事務取扱要領

平成27年3月27日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市が発注する競争入札（以下「競争入札」という。）において設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「設計違算」とは、単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上もれ等の理由による設計金額の誤りをいう。

(方針の決定)

第3条 競争入札において、設計違算があることが判明したときは、雲仙市公正入札調査委員会設置要綱（平成17年雲仙市訓令第22号）第5条に規定する会議において方針を審議し、委員長がその結果を市長に報告する。

(開札前の対応)

第4条 市長は、入札の公告又は入札執行の通知をした後、開札前に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を中止し、入札参加者に対し、次に掲げる公告又は通知の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により公告し、又は通知するものとする。

(1) 入札の公告をしたとき 入札を中止する旨を公告する。

(2) 入札執行の通知をしたとき 雲仙市建設工事執行規則（平成19年雲仙市規則第20号）第6条第2項の例により入札執行の取消しを通知する。ただし、当該入札が雲仙市電子入札実施要綱（平成26年雲仙市告示第15号）第2条の電子入札の対象（以下「電子入札対象」という。）である場合は、当該取消しを電子入札システムにより通知することができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の訂正の内容及び当該部分の契約上の取扱いを入札参加者に公告し、又は通知することで見積り可能な場合は、入札を続行する。

(開札後の対応)

第5条 市長は、開札をした後、契約を締結する前に、設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を無効とし、入札参加者に入札無効通知書（様式第1号）により通知する。ただし、当該入札が電子入札対象である場合は、入札の無効を電子入札システムにより通知することができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算があっても落札候補者又は落札者に変更が生じない場合は、入札を有効とし、契約手続を続行する。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に、設計違算により当該落札の決定に誤りがあることが判明した場合は、相手方と協議し当該契約を解除する。ただし、設計違算があっても落札者に変更が生じない場合又は当該契約の履行状況等により契約を解除し難い場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により契約を解除した場合において、当該相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

(設計違算に関する疑義)

第7条 市長は、設計金額500万円以上の建設工事又は建設コンサルタント等業務において、開札を行った場合は、不調となったときを除き、入札参加者に対し、落札候補者又は落札者の決定を保留する旨を、予定価格（税抜き）を付して通知する。

2 入札参加者は、前項の規定による通知を受けたときから開札日の翌日の正午までの間において、設計違算に関する疑義の申立てを行うことができるものとする。

3 入札参加者は、前項の申立てを行う場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 当該入札の具体的な項目を示す自社の積算資料等を添付した疑義申立書（様式第2号）を財務部契約検査課に提出しなければならない。

(2) 疑義申立書の内容が次のいずれかに該当する場合は、疑義の申立てとして取り扱わないものとする。

ア 積算上の不確定な要素（単価が複数想定できるもの等）で、入札前に質問を行い確認すべきもの

イ 積算疑義が具体的でないもの

ウ 積算疑義が特定できないもの

エ 設計図書等で確認できるもの

オ 積算システムに起因するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、当該入札に直接関係のないもの

4 第2項に規定する申立ての期限が雲仙市の休日定める条例（平成17年雲仙市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、休日の翌日の正午をもってその期限とみなす。

（その他）

第8条 市長は、前条第2項の疑義の申立てがあった場合は、次のとおり取扱うものとする。

(1) 入札参加者に、疑義申立通知書（様式第3号）に疑義の申立てがあった旨を記載し、ファクシミリ装置を用いて送信する方法等により通知する。

(2) 方針が決定するまでは、落札候補者又は落札者の決定及び開札結果の公表を延期することができる。

(3) 疑義の申立てにおいて、設計違算が無い場合又は第5条第2項に該当する場合は、疑義申立者に、疑義申立てに対する結果通知書（様式第4号）にその旨を記載し、ファクシミリ装置を用いて送信する方法等により通知する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日告示第12号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、この告示による改正後の設計違算に関する事務取扱要領の規定は、同日以後に入札の公告又は入札執行の通知をする競争入札について適用する。

附 則（令和4年3月28日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項第1号の改正規定は、令和

4年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

雲仙市長

設計違算による入札無効通知書

さきに入札執行しました以下の競争入札については、落札者の決定を保留していますが、設計違算により入札を無効としましたので、通知します。

記

- 1 入札日:
- 2 番号:
- 3 名称:

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

雲仙市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

疑 義 申 立 書

下記の案件の入札に係る積算等について疑義申立てをします。

開 札 日	
番 号	
名 称	
疑義内容（市の設計違算があると思われる具体的な項目）	

注1 疑義の具体的な項目を記載してください。
また、具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

注2 疑義申立期間を過ぎた場合は受け付けません。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

入札参加者各位

雲仙市長
(公印省略)

疑 義 申 立 通 知 書

さきに入札執行しました以下の競争入札については、設計違算に関する疑義の申立てがありましたことを通知します。

記

- 1 入 札 日 :
- 2 番 号 :
- 3 名 称 :

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

疑義申立者 様

雲仙市長
(公印省略)

疑義申立てに対する結果通知書

貴社から設計違算に関する疑義申立てがあった以下の競争入札については、入札を有効としましたので、通知します。

記

1 入札日:

2 番号:

3 名称:

4 理由:

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)